

令和7年度 駒ヶ根市求人活動強化支援事業のご案内

駒ヶ根市では、人手不足が深刻化している社会経済情勢を踏まえ、市内の事業者が事業活動に必要な人材を安定的に確保するために実施する事業（求人活動等）に要する経費の一部を支援します。

1 補助対象者 以下の要件をすべて満たす市内の中小企業者（※1 参照）が対象です。

- (1) 中小企業基本法に規定する中小企業者で、市内に事業所（本店又は営業所）を有する法人又は個人事業主。（対象外となる事業者…※2 参照）
- (2) 年間を通じて事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

※1 中小企業者とは「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社」又は「常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人事業主となります。

※2 中小企業者となる場合でも、以下に該当する事業者は補助対象者となりません。

- ①みなし大企業 ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業
イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業
ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業
- ②宗教法人又は政治団体
- ③風営法第2条第5項に規定する営業に係る事業を行う者
- ④暴力団員及び暴力団関係者等（駒ヶ根市暴力団排除条例に規定する者）
- ⑤国、県、その他の機関の補助金等の交付を受けている者

2 補助対象となる経費

市内の事業所（事務所、店舗等）に、常時勤務する従業員（パート、アルバイト等は除く）を安定的に確保するため、令和7年4月1日～令和8年3月20日までの間に、実施及び完了する事業（求人活動等）に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 就職情報サイト、求人広告等への求人情報掲載料等の経費
- (2) 合同企業説明会、採用面接会（ウェブサイト活用型含む。）等への出展料等の経費
- (3) 求人用の動画又は求人用パンフレット制作等に係る経費
- (4) 求人情報を掲載するためのウェブサイトの開設及び改修に要する経費

【※補助対象とならない経費】

- ・令和7年4月1日より前から実施している事業に係るもの
- ・実績報告期限（6. 実績報告等参照）までに対象経費の支払が完了しないもの
- ・有期雇用のみを対象とした求人活動（パート、アルバイト等）に係るもの

3 補助率・補助額

補助率	対象となる経費の 1 / 2 以内
補助金額	1 事業者あたり 上限 20 万円（1,000 円未満切り捨て）

※補助金額の限度額（20万円/1事業者）に達するまで複数回の申請が可能です。

4 申請期間**令和7年4月1日（火）～ 令和8年2月28日（金）まで**

※予算額に達した場合は、期限前に受付を終了する場合があります。

5 申請書類等

申請窓口へ下記の申請書類を持参又は郵送※してください。

(1)	【様式第1号※】駒ヶ根市求人活動強化支援事業補助金交付申請書
(2)	【様式第2号※】誓約書兼同意書
(3)	【参考様式※】求人強化活動事業実施計画概要書
(4)	補助対象経費が確認できる書類（見積書、契約書、パンフレット等）
(5)	市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることが確認できる書類 法人：直近の確定申告書及び法人事業概況説明書、登記簿事項証明書の写し など 個人：直近の確定申告書及び所得税青色申告決算書、営業許可証 など

※ご提出後、申請内容の確認のため、担当者よりご連絡させていただくことがあります。

※市税等完納証明書の提出が不要となりましたが、事業者同意のうえで関係機関等へ滞納がないことの照会をさせていただきます。

6 実績報告等

- (1) 対象となる事業が完了したときは、駒ヶ根市求人活動強化支援事業補助金実績報告書【様式第5号※】に必要書類を添えて、事業完了後30日以内又は下記期限のいずれか早い日までに提出が必要です。

実績報告期限	令和8年3月20日（金）まで
--------	----------------

- (2) 実施した事業内容の審査、経費内容の確認（雇用状況、支給額等）等により補助金の額を確定した後、精算払いとなります。（概算払いはありません）
なお、補助金は経理上、法人税・所得税の課税対象となります。
- (3) 補助金交付決定後において、事業内容に変更が生じた場合は、変更交付申請の手続きが必要です。（申請内容に変更が生じる場合は、速やかにご連絡ください）

7 その他

申請様式（①、②及び参考様式）、実績報告書様式は、「駒ヶ根市公式ホームページ」からダウンロードいただくか、下記の「8申請窓口」にて受け取ることができます。

【駒ヶ根市ホームページ】 <https://tinyurl.com/48a4ra76>

8 申請窓口（お問い合わせ窓口）

【提出先】〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市商工観光課（担当：工業係）

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分（※土日・祝日を除く）

【連絡先】TEL：0265-83-2111（内線433） E-mail：kogyo@city.komagane.lg.jp